

保育所・幼稚園における障害児・気になる子の 保育支援に関する研究の変遷

— 特別支援教育への転換がもたらした影響を中心に —

佐藤 智恵・七木田 敦

(2013年10月3日受理)

A Study on Childcare Support for Children with Special Needs and Children of Concern at Day Care Centers and Preschools: Discussions Focused on Effects Resulting from the Shift to Special Needs Education

Chie Sato and Atsushi Nanakida

Abstract: This study was conducted to review past research that has been carried out on the subject of caring for children with special needs at day care centers and preschools. There have been a number of research studies done not only on children who were formally diagnosed as being disabled but also on those who were just suspected as such, indicating that this is an important issue. A first point noted is that, rather than focusing on weak points, teachers/caregivers believe that encouraging children to do more in their area of strength may be more effective in broadening a child's thinking. A second point is that the teachers/caregivers think that it is important to work closely together with parents, doctors, and other professionals to achieve optimum results in the child's development. The third point is the use of observation in the child's usual setting to see the interaction between the child with special needs and the teachers/caregivers as well as with other children without special needs.

Key words: caring for special needs children, day care centers and preschools

キーワード：障害児保育，保育所・幼稚園

はじめに

2001年1月、文部科学省から「21世紀の特殊教育の在り方について」が出され、これまでの特殊教育から、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育へと転換を図る必要性が提言された。2003年3月には「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省，2003）がまとめられ、これまで対象とされていなかったLDやADHD、高機能自閉症などの子どもも含め、特別な支援を必要とする一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うことが求められるよ

うになった。

この流れは、保育所・幼稚園にも及んでおり、2008年3月改定の保育所保育指針（厚生労働省，2008a）には障害のある子どもの保育に関して、指導計画の中に位置づけながら子どもの状態に合わせて柔軟な保育を行うことや、個別の計画の作成、保護者や他機関との連携の必要性が、2008年改訂の幼稚園教育要領（文部科学省，2008a）においても、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的組織的に行

うことがそれぞれ明記され、障害児保育の重要性が示されている。

一般的に障害児保育という用語は、「保育所・幼稚園で実施される障害のある子どもへの保育」を指す狭義の意味で用いられる場合と「施設を限定せず障害のある乳幼児に対して行う保育」(山本, 2012) というように広義に使用される場合がある。

広義の意味で用いられる障害児保育の中で、通所、集団という保育所・幼稚園と類似した形態のものとして、児童発達支援センター¹⁾で行われるものが挙げられる。そこでは、多様な障害が混在する通園施設における障害児同士の関係性に言及したもの(長曾我部ら, 2012)、障害に対する豊富な知識と高い技術を求められる保育者の専門性に着目したもの(和田, 2008; 白取ら, 2012)、母親が療育に参加する母子通園という形態をとっている側面から母親の変容を対象としたもの(大鐘, 2011; 今西, 2012)など、障害児の専門的な療育を行う障害児保育という側面からの研究が蓄積されている。

一方、保育所・幼稚園における障害児保育は1970年代より制度化され^{2) 3)}、70年代後半には障害児の入所入園が急増している(水野, 2012)。厚生労働省(2012)の調査によれば、平成22年(2010)、障害児を受け入れている保育所数は全国で7,221か所、障害児保育対象の子どもは11,080人、軽度の障害を含む障害児の受け入れ総数は、45,369人となっている。文部科学省から「21世紀の特殊教育の在り方について」が出される前年の2000年には、障害児を受け入れている保育所が6,249か所、受け入れ人数が9,537人であったことから、障害児保育を受けている子どもは微増を続けているようである。

保育所・幼稚園における障害児保育には約40年の歴史があるが、前述のとおり特別支援教育への転換から、様々な状況が変化してきていることが予想される。例えば、郷間ら(2008)は、診断はされていないが特別な配慮を必要としている子どもが保育所・幼稚園に数多く存在するようになり、そのような子どもの場合、他機関との連携が取れていないケースが多いことを、中島ら(2012)は、保護者が我が子の障害を認められないために療育を受けず、保育所のみで支援を行うケースがあることを、それぞれ報告している。このことは、保育所・幼稚園が障害児への対応について、「専門的な知識がない」などの理由から療育の専門機関に頼るのではなく、保育所・幼稚園が障害のある子どもの育ちを支える機関であることに意識的になる必要があることを示している。特別支援教育への流れから障害のある子どもをめぐる状況が変化しつつある今、保

育所・幼稚園で行われている関わりや支援、保育所・幼稚園における障害児保育を再考する必要があると考える。

そこで、本研究では、保育所・幼稚園における障害児保育に焦点化し、特別支援教育への転換時期からこれまでの研究を概観することを目的とする。

1. 障害児保育に関する保育者の意識について

保育者の障害に関する認識や意識というものは、それぞれの保育の根幹となるものであり、障害のある子どもたちの生活にも大きな影響を及ぼすことになるだろう。

石井(2010)は、保育所・幼稚園で働く保育者を対象として、多くの保育者が実践の中で、障害の有無にかかわらず子どものたちの成長を認識し、やりがいを感じると回答する一方、障害のある幼児への対応や学級経営への不安を抱え自信が持てない、園内での支援体制は得られているが、インクルーシブ保育に関する研修機会が不足していると感じる保育者が多いことを報告している。神長(2005)は、「気になる子」を担当する保育者は、その対応やクラスのまとまりのなさを自らの保育実践力の低さとして捉え、自信喪失となるケースがあることを指摘している。吉兼ら(2010)は保育者が注意欠陥多動性障害(ADHD)に関しては、その障害特性について十分理解しているものの、知識があってもその子どもの対応には困難さを感じていることを報告している。保育者にはクラス運営を全体的な視野に立って進めつつ、個々の子どもの発達を多面的に援助していくことが求められている(長根, 2006)。

クラス運営という「集団を束ね調整する力」と「個人の様子をしっかりと捉え理解する力」という一見異なる次元のことを、同時に考えながら実践していくことは、高い専門性が求められる。クラスに障害児がいる/いないに限らず困難な部分があろう。ましてや、クラス運営はすぐに結果が表れないことから、その対応が適切だったかどうかを確かめることが難しい。そのような中、障害のある子どもや気になる子を保育する際に、保育者は「一人ひとりを大切に保育を目指したいと思っても、自らの価値観では理解できない子どもをどう大切にするのかという現実に直面」(田代, 1996)し、困り感を感じるのであろう。

保育者の困り感ということについて、木曾(2012)は、保育所において障害児保育を行う保育士の困り感に着目し、保育士の困り感は子どもの問題の肥大化により蓄積されていくものの、保育士が保育を子どもに合わ

せることで子どもの問題が縮小し、保育士の困り感が減少していくプロセスを明らかにしている。また、前田ら（2010）は、保育者の障害児保育に関する記述の分析により、保育者は障害児の支援方法に戸惑いを感じているものの、その対応には「穏やかに伝える」「スキンシップを多くとる」など温かい対応が取られていることや、「自分で判断できるよう言葉をかける」など保育上での工夫を行っていることがうかがえ、保育者が優れた取り組みをしていることを報告している。このように、保育者らは不安や困難さを感じながらも、自らの経験の中から障害のある子どもへの関わりを工夫し、日々実践を行い、子どもとの関係を構築させているようである。

尾崎ら（2009）は、保育者は特別な支援が必要な子どもへの保育について、「専門知識を持っている人が少ない」「療育のための施設が少ない」と感じていることを報告している。保育所・幼稚園には、児童発達支援センターなどのような設備がないことや、障害に関する専門的な知識や方法論を持ち合わせていないという保育者の意識から、子どもが療育に通うことで得られる効果を求める傾向があるようだ。

斎藤ら（2008）は、96.6%の保育者が気になる子を保育した経験があり、その中でも5～6歳児の保護者との関わりで「意識の食い違い」が生じたり、「伝えたことで関係が悪化」したりすることが多いことを明らかにした。保育者は実践の中で気になる子がいても、実際には就学前にならないと保護者にそのことを伝えることは難しく、また伝えても理解されにくいという保護者との関係構築の困難さがあることがうかがえる。それぞれの関係性という点については真鍋（2011）も、特別な支援が必要な幼児とその保護者に対して、支援者や支援機関との関係性に配慮が必要であることを示している。

木曾（2011）は、保育者が「気になる」子どもの保護者に関わる際、『「子どものため」の思いの基盤』を持ち合わせていること、そして「子どものため」から次第に「保護者に合わせる」というように関わりを変容させることを指摘している。そして、その中で保育者は「子どものため」と「保護者に合わせる」ということの間で葛藤を抱いていると述べている。近年、保育所・幼稚園では子育て支援という観点から、子どもだけでなくその保護者を支えていくことが求められるようになってきている。保護者に伝えなければならないことと、保護者に心理的な負担をかけないようにしたいということの狭間で、より悩みを感じる保育者がいることも推測できる。保育者にとっては保育を行う際、自らのクラス運営や子どもとの関わりについて保護者

からの理解が得られるかどうかなど保護者の存在は大きい。特に障害のある子どもや気になる子どもの場合、保護者と保育者の関係が、子どもの保育や支援に影響を及ぼすこともあり、保護者も含めた信頼関係の構築が必要である。また、保護者への支援は、保育者と保護者との関係性が影響することに併せて、保護者の障害受容の度合いによっても異なる対応が必要となり、保育者には個別的な対応と十分な配慮が求められていると言えるだろう。

保育者の障害児保育に関する意識については、数多く研究がなされており、保育者の持つ困難さや不安感が明らかにされてきている。保育者が感じている様々な困難や不安に注目することは、今後の障害児保育のあり方を探究することにつながる点で非常に有用であると言える。別の側面から保育者の意識を考えると、例えば、保育者は自らの障害への理解が少ないと感じる背景として、どのような経験を蓄積させてきたのであろうか。そこには、障害のある子どもに対して「何か特別なことを行わない」といけないうという考えがあるのではないかと推測できる。また、自らが「こうでなければならない」と考えている障害児への関わりと、日常的に行っている保育実践との隔たりに、不安を感じている可能性も考えられる。しかし、保育者が抱えている障害児保育への一般的な不安を明らかにするだけではそれらを明らかにすることはできない。障害児保育について保育者が感じる困難さなどがある程度蓄積されてきた現在、保育者としての個人的な経験から、障害児保育への意識を描き出すことも必要だと考える。

2. 障害のある子への様々な関わり の検討

ここでは、保育所・幼稚園で行われた障害のある子ども個人の育ちに着目した研究について取り上げる。これらは、文字や音楽、野外活動などその子どもに適した様々な方法を用いて、子どもへの指導や関わりが検討されている。

伊藤（2004）は文字にこだわりを持っていた自閉的な子どもに対し、遊びの中で対象児が好む文字を使用することで、他児との関係を広げていった保育者の関わりを紹介している。谷村（2010）は、音楽指導時での子どもの行動が子どものアセスメントの1つとなるとし、幼稚園での音楽指導時での障害児の行動を「聴く」「動く」など5項目に関する発達の様子を数値化してレーダーチャートに表し、子どもの発達を客観的に捉えようとしている。小笠原ら（2009）は、保育所での集団生活での活動の参加に困難さを示す幼児に対

して、子どもの身体感覚の利用を促す野外における個別的な保育を実施している。野外活動は、活動のプロセスや到達点を可変的に設定できるという点で制約が少なく、子どもの身体感覚を発揮させる際に有効であると、保育実践への適用可能性を述べた。同様に前田ら（2009）は、保育所や幼稚園において気になる行動を示し、感覚の発達に偏倚さを有する幼児を対象として、自ら感じ、考え、判断、実行という育ちの要素が経験できるような野外活動を実施した。その結果、野外活動の経験から感覚の改善が促され、より健やかな発育発達が保障されたことを報告した。

このような集団生活の中での障害のある子どもへの個別指導は、当該児を抽出しての個別指導ではなく、集団の中で保育者が子どもの発達段階やその課題を心に留めながら、丁寧な関わりを行うという方法が取られている。保育所・幼稚園ならではの、日常生活の中で実践される障害児への個別的な関わりは、障害のある子どもにとって、慣れ親しんだ保育室、安心できる保育者がいるという環境のもと、不安や戸惑いを感じることなく、十分に活動が行えるという利点があるだろう。加えて、障害のある子どもだけを特別に他所へ抽出しないことで、周囲の子どもに訝しさを感じさせないことも利点の1つとして挙げられる。

3. クラス集団の中での障害のある子どもと周囲の変容

先行研究では、障害のある子どもだけへの支援ではなく、障害のある子どもが在籍するクラス集団の中での、他の子どもや保育者、保護者が変容する過程が明らかにされている。

宇田川（2005, 2004）は自閉的傾向のある子どもの行為を保育者が真似たことから、子どもとの相互的な関係が生起し、保育者と自閉的傾向のある子どもの間で共有できる場が広がったこと、子どもだけでなく実践を行なう保育者自らの変容という視点から検討を行い、自閉的な子どもを保育する中で、自らの関わりが変化した後、子どもの行動が変容した様子を報告している。湯澤ら（2010a）は、保育者がアスペルガー症候群の男児の特性に適した支援を行う一方で、保育者が周囲の子どもの存在を意識し、二人の世界に閉じてしまわないような支援を行っていたことを描き出した。杉田（2010）は、自閉症幼児への保育が周囲に理解されづらい側面があった事例に関して、保育の様子を記した便りを同僚保育士や保護者に定期的に配布したことで、同僚保育士からの理解が得られ、他の子どもの保護者も障害のある子どもについての理解が深まったことを報告している。守（2012）は、幼稚園に

おいて主任と担任が、保育の中で気になる子どもの特徴的な姿を書きとめ、それを資料として用いカンファレンスを行った。その結果、担任の支援体制が構築されたことで保育者・保護者の意識が変化し、子どもの行動が変容した過程を述べた。

保育所・幼稚園で行われる障害児保育では、障害のある子どもの成長という側面だけでなく、周囲の大人、特に担任保育者の変容ということにも着目している。

以前より保育所・幼稚園で行われてきた保育実践が、「保育者から子どもへ」というように一方的に「教える」ものではなく、「保育者と子ども」という双方向のやり取りの中で生成されていくと考えられていることから、このような考え方は保育の場になじみやすいのではないだろうか。

このような保育実践を行う保育者には、高い専門性があると考えられる。ところが、先行研究の中では現在のところ、保育所・幼稚園で働く保育者の障害児保育への専門性という点に言及したものはなく、それぞれの工夫という段階にとどまっている。保育所・幼稚園でも特別な支援が必要な子どもに対する保育のニーズが高まっている中、保育所・幼稚園には、療育を行う機関のもつ専門性とは異なる専門性が存在するはずである。保育所・幼稚園で行われる障害児保育において、保育者の高い専門性とはどういうものなのかということについて、今後、検討していく必要があるだろう。

4. 環境を通して行う保育

保育所保育指針（2008b）や幼稚園教育要領（2008b）にはそれぞれ「環境を通して行う保育」について明記されており、保育者には子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえ、環境を整え、計画的に保育環境を構成していくことが求められている。障害児の保育においても同様に、保育室の環境構成というものに着目がなされている。

湯澤ら（2010b）は、場面移行に関して困難さが見られるアスペルガー症候群の男児が過ごしやすいコーナーが設定されていた保育室が、男児とその他の幼児の間に仲間関係が育ち始めるにつれ、コーナーの存在意義が揺らぎ始め、その中で、担任保育者が子どもたちの育ちを的確に捉え、クラス全員が集える場へとコーナーの意味をゆるやかに変容させたことを報告した。佐藤ら（2009）は、気になる子どもの観察やカンファレンスから、保育室の環境構成と幼児の動線に着目し、人的な関わりからだけでなく環境構成を見直すことで、幼児の姿の変容を支えられることを明らかにした。

保育所・幼稚園で障害のある子どもの生活を考える際、まず保育者の関わりという側面から検討しようとする傾向が強いのではないと思われる。それほどに保育者の関わりの重要性は疑う余地のないものであると言える。しかし、そのことだけに焦点化しすぎることによって、逆にその子どもをめぐる問題点を見過ごすことになったり、保育者が過度の悩みを感じたりすることもあるだろう。子どもがどのような面に苦しさを持っているかという点を、人的環境、物的環境の両側面から検討することで、子どもの新たな見方につながることも考えられる。また、保育者の関わりの方に課題を見出そうとすることから生じる保育者の負担感も軽減されるかもしれない。

5. 個別の指導計画の作成や他機関との連携

前述のとおり、保育所保育指針（厚生労働省、2008a）や幼稚園教育要領（文部科学省、2008b）には、障害のある子どもへの個別の指導計画の作成や他機関との連携の実施についても記されている。

個別の指導計画の作成に関しては、金ら（2008）が公立幼稚園において特別な教育的支援がいかになされているかを37か所の都道府県庁所在地市・区の教育委員会で質問紙調査を行なった。その結果、幼稚園に対して「個別の指導計画」の作成を求めている教育委員会は7市（21%）のみであった。文部科学省が行った調査（2010）では、幼稚園（国立・公立・私立含）での支援計画作成は、2007年には22.1%、2010年では37.0%となっており、徐々にではあるが広がりを見せていると言える。

本郷（2008）は、チェックリストを用いて保育実践において気になる子どもの状態を明確化し、それに基づいた支援計画を作成することを提唱している。多忙な保育者にとって、個別の指導計画の作成は負担と捉えられてしまう可能性も考えられる。しかし、子どもの姿に基づいた計画を作成することで、子どもの目標だけでなく、自らの保育の目的が具体的で明確になり、それが自らの保育行為を助けるものであることを保育者自身が感じられる機会が必要であろう。

真鍋（2010）は、ある市における巡回相談で行われた園外の専門職員からの助言などに関して、園内の保育者に質問紙による評価を行い、巡回相談の運営や課題について検討している。保育者からは巡回相談の必要性が支持され、特に「子どもの捉え方やかわり方に関する助言の提供」「不安や疑問の軽減と見通しの獲得」「生育暦や他機関での様子などに関する専門家からの情報提供」について巡回相談が有効であったこ

とが示された。

障害のある子どもへの関わりは、担任保育者だけでなく、園長をはじめとする様々な立場の職員、保護者、地域にある他機関などと協同して行うことが必要である。しかし、園内での人員配置や園の立地条件などにより、容易には行えないケースも考えられる。松井（2007）は園内体制の工夫により、障害のある幼児の小学校への就学において、幼稚園内での定期的なカンファレンスの実施や、サポートファイルの作成など、障害のある幼児の保育実践を就学先の小学校へ伝達する試みを行なっている。様々な制約のある環境下でも、それぞれの園内外にある資源を十分に活用できるような工夫を行うことが必要であろう。

おわりに

本研究では、特別支援教育からの流れを受け、転換期にある保育所・幼稚園での障害児保育の研究を概観した。数多くの研究が行われており、障害児保育に対する関心の高さがうかがえた。先行研究では、これまでのように障害の診断を受けた子どもだけでなく、いわゆる「気になる子」と言われる子どもたちも含めた障害児保育が実践されていた。そこでは、子どもの育ちや保育者の実践に着目したものはもちろんのこと、他機関との連携、保護者支援など、特別支援教育からの流れの中で、近年、保育所・幼稚園に求められている側面からアプローチされたものがみられた。このような取組みは、障害児保育だけではなく、障害のない子どもの実践にも有用な示唆を与えらると思われる。

以下、保育所・幼稚園で行われている障害児保育に関する研究の特徴を3点述べる。

まず、1点目として、保育所・幼稚園における障害のある子どもへの保育は、その子どもの苦手さの克服・改善よりも、得意な事象へのアプローチから子どもの世界を広げようという関わりの工夫がなされていることが挙げられる。これは、保育所保育指針（厚生労働省、2008c）や幼稚園教育要領（文部科学省、2008c）において、保育所や幼稚園の安定した生活と充実した活動の中で、子どもが身につけることが望まれる事項として「心情・意欲・態度」という考え方が示されていることと関連が深いのではないかと考えられる。保育所保育指針解説書（厚生労働省編、2008）には、「保育士等が一方的に働きかけるのではなく、子どもの自発的な活動としての遊びなどを通して様々な学びが積み重ねられていくことが大切」と記されている。つまり、保育所・幼稚園では、子どもの自発性という部分を重

視しており、子どもと保育者との往還の中で、子どもの育ちを見守っていききたいという保育者の願いがあると思われる。それは、障害児保育においても同様であり、たとえ、子どもが苦手と感じている何かを克服・改善したとしても、意欲を持って行えないことであれば、その状態を維持・継続させることは困難であることを保育者らは経験的に感じている。そして、その活動がもし継続したとしても、それは子どもにとって表層的な活動になることを危惧していると考えられる。

2点目として、保護者や他機関との連携などの視点から多くの検討が行われていた。ただし、この点については、現在、全ての地域で実施可能ということではない。例えば大学と保育所・幼稚園が協同し、園内での支援体制作りなどへの取り組みがなされていることが報告されているが、園の立地条件などによっては実施が限定される場合もあることも考えられる。また、保護者との連携においても、保護者の我が子の障害受容の程度によっては、スムーズな連携を行うことが困難なケースもあるだろう。障害のある子どもをめぐっての他機関との連携には、保育所・幼稚園・保護者・他機関とそれぞれが取り組みに肯定的であることや、時間的・距離的に連携がしやすい場所にあるなど、ある程度の条件が揃う必要がある。

3つ目の特徴として、日常生活場面の中で、障害のある子どもと、他の子どもとの関わりに着目し、クラス集団において、障害のある子どもの育ちが他児とのやりとりの中で形成されていく過程などが明らかにされている点である。

集団から抽出しての個別的な指導が障害のある子どもの成長に寄与することは周知の事実である。しかし、個別指導だけでは得ることのできない、集団生活の中でしか獲得されることのない事象の存在も見逃すことはできない。保育所・幼稚園という集団生活の中での障害のある子どもへの保育は、時にクラス運営などに混乱を招いたり、そのことが保育者の悩みへと繋がったりすることもある。だが、前述のとおり障害児保育の実施により保育者が自らの保育を見つめなおし、保育者自身が変容する転機となっていたことも報告されている(湯澤ら, 2010b; 守, 2012)。

集団生活の場である保育所・幼稚園における障害のある子どもの保育実践には、子どもの問題行動の改善という側面ではなく、子どもの成長という保育的な視点からその取り組みが行われている。また、当該の子どもだけでなく、その子どもを保育する保育者に注目し、その意識や変容過程が明らかにされた。これは、保育実践における保育者の役割の重要性を示すものであろう。

笹森ら(2010)によると、子どもに特別な支援が必要だと気づいた時期は、1歳半や3歳児の際の乳幼児健診や就学前健診時が50人であったのに対し、保育所・幼稚園での保育中での気づきがあったものが446人と、大きな差があったことが報告されている。保育の場で多くの定型発達の子どもの実践に従事してきた保育者の、子どもを観る視点の高い専門性について、保育者自身が意識し、保育者でなければ気づけない子どもの姿があることを理解すべきである。

しかし、保育所・幼稚園での障害児保育を保育者の専門性という視点から検討したものはみられなかった。多くの特別な支援を必要とする子どもたちが、保育所・幼稚園に在籍するようになった今、保育者に高い専門性が求められていることが考えられる。しかし、それはこれまで、障害児保育への高い専門性があるとされてきた療育の場におけるそれとは異なるのではないだろうか。保育の場での障害児保育の専門性ということについて更なる研究が必要であろう。

保育者たちは、自らの専門性に悩みや不安を感じつつも、障害のある子どもの保育に真摯に向き合い、丁寧な保育実践を展開させていた。一人ひとりの子どもを丁寧に保育することに力を注いできたわが国の保育は、それぞれのニーズに応じるという点で特別支援の考え方に類似している。ことさら「特別な支援」を行おうとするのではなく、これまでの丁寧な保育実践の中にも、障害のある子どもへの適切な支援となる事象が存在することを忘れてはならない。

【注】

- 1) 平成24年の児童福祉法改正により、知的障害児通園施設と難聴幼児通園施設は、児童発達支援センターに名称変更された。本研究では、先行研究で「通園施設」という名称が使用されているものについては旧名称のまま記述する。
- 2) 障害児保育の制度化について、文部省は、1974年に「心身障害児幼稚園助成事業補助金交付要綱」「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」を、厚生省は、1974年に「障害児保育事業実施要綱」をそれぞれ公布している。
- 3) 制度上では、保育所における障害児保育は、乳児保育や一時保育と並び特別保育事業の1つとされる。しかし、制度上では障害児保育を実施していない所園においても、障害のある子どもへの保育は行われていることから、本研究では、障害児保育という言葉を制度上の文言ではなく「保育所・幼稚園

で行われている障害児への保育」という意味で使用
するものとする。

【引用文献】

長曾我部博・田村智佐枝・大西三紀子・松田美香・江藤志保・浜山梢・角沙緒里・杉元春菜・立元真(2012) 障害児通園施設における多様な障害児が混在する集団での保育の効果. 宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学, 26, 21-38.

郷間英世・圓尾奈津美・宮地知美・池田友美・郷間安美子(2008) 幼稚園・保育園における「気になる子」に対する保育上の困難さについての調査研究. 京都教育大紀要, 113, 81-89.

本郷一夫編著(2006) 保育の場における「気になる」子どもの理解と対応. プレーン出版, 5-31.

今西良輔(2012) 通園施設の療育支援による親の変化—親の育てなおしの視点から—. 北海道医療大学看護福祉学部学会誌, 8(1), 69-72.

石井正子(2010) インクルーシブ保育に関する保育者の認識. 乳幼児教育学研究, 19, 109-120.

伊藤恵子(2004) 文字への関心を友達への関心へと変えていった保育者の存在. 保育学研究, 42(1), 29-41.

神長美津子(2005) 支援のための取組(1) 幼稚園・保育所における取組. 無藤隆・神長美津子・河村久・柘植雅義編著. 「気になる子」の保育と就学支援. 東洋館出版, 14-17.

金珍熙・園山繁樹(2008) 公立幼稚園における障害幼児への特別支援体制に関する調査研究—教育委員会担当職員への質問紙調査—. 特殊教育学研究, 45(5), 255-264

木曾陽子(2011) 「気になる子ども」の保護者との関係における保育士の困り感の変容プロセス—保育士の語りの質的分析より—. 保育学研究, 49(2), 84-95.

木曾陽子(2012) 特別な支援が必要な子どもの保育における保育士の困り感の変容プロセス. 保育学研究, 50(2), 26-38.

厚生労働省(2008a) 保育所保育指針 平成20年告示. フレーベル館, 24.

厚生労働省(2008b) 保育所保育指針 平成20年告示. フレーベル館, 4-6.

厚生労働省(2008c) 保育所保育指針 平成20年告示. フレーベル館, 12.

厚生労働省(2012) 全国児童福祉主幹課長会議資料

厚生労働省編(2008) 保育所保育指針解説書. フレーベル館, 55-57.

前田泰弘・小笠原明子(2009) 身体感覚の改善を基盤とした発達が気になる幼児の「育ち」の支援. 乳幼児教育学研究, 18, 19-29.

前田和子・譜久山民子・宮城雅也・山城五月・上原梨那・伊波輝美・砂用恵正・佐久田博美・上原真理子・金城マサ子・鈴木ミナ子(2010) 保育士による発達障害児の早期発見と早期支援の課題—沖縄県南部3市における質問紙調査—. 沖縄県立看護大学紀要, (11), 31-38.

真鍋健(2010) 障害のある幼児に関する保育所巡回相談の評価—X市における保育者と保育コーディネーターへの質問紙調査より—. 幼年教育研究年報, 32, 43-52.

真鍋健(2011) 特別なニーズのある子どもの移行支援に関する研究: 垂直的・水平的移行を包括したモデルの開発と支援の試み. 保育学研究, 49(1), 85-95.

松井剛太(2007) 障害のある幼児の就学支援システム構築—サポートファイルの活用による小学校への接続の試み—. 保育学研究, 45(2), 103-110.

水野恭子(2012) 障害児保育の歩みとこれからの障害児保育実践に向けて. 愛知教育大学幼児教育研究, 第16号, 77-82.

文部科学省(2001) 21世紀の特殊教育の在り方について—一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について—. 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/006/gaiyou/010101.htm (2013/3/19)

文部科学省(2003) 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告). 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm (2013/03/19)

文部科学省(2008a) 幼稚園教育要領. 平成20年告示. フレーベル館, 15.

文部科学省(2008b) 幼稚園教育要領 平成20年告示. フレーベル館, 4.

文部科学省(2008c) 幼稚園教育要領 平成20年告示. フレーベル館, 6.

文部科学省(2011) 平成22年度特別支援教育体制整備状況調査.

守巧(2012) 多動・衝動性が強いA児の事例からみた幼稚園における担任への支援体制の構築. 東京福祉大学・大学院紀要, 2(2), 151-160.

長根利紀代(2006) 保育実践における子どもの発達と保育者の能力についての一考察—折り紙「柿」を通

- して－. 名古屋柳城短期大学研究紀要, 28, 107-124.
- 中島正夫・竹尾見子・谷野亜美 (2012) 保育所に通う発達障害を持つ子ども・「気になる子」の状況について. 相山女学園教育学部紀要, 5, 69-80.
- 小笠原明子・前田泰弘 (2009) 野外保育による幼児の「育ち」の支援. 保育学研究, 47(2), 17-27.
- 大鐘啓伸 (2011) 母子通園施設を利用した母親の心理状態: 支援過程において障害児を持つ母親の表出された気持ちから. 発達心理学研究, 22(3), 308-317.
- 尾崎啓子・吉川はる奈 (2009) 私立幼稚園における「来になる子ども」の保育の困難さに関する調査研究－自由記述の分析を中心として－. 埼玉大学紀要教育学部, 58(2), 197-204.
- 斉藤愛子・中津郁子・粟飯原良造 (2008) 保育所における「気になる」子どもの保護者支援－保育者への質問紙調査より－. 小児保健研究, 67(6), 861-866.
- 笹森洋樹・後上鐵夫・久保山茂樹・小林倫代・廣瀬由美子・澤田真弓・藤井 茂樹 (2010) 発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 37, 3-15.
- 佐藤智恵・七木田敦 (2009) 保育室の環境構成が幼児の活動に与える影響－気になる子のカンファレンスより－. 幼年教育研究年報, 31, 97-101.
- 白取真美・菅野和恵 (2012) 障害児通園施設保育士のストレス構造に関する研究. 保育学研究, 50(1), 20-28.
- 杉田穂子 (2010) 「あきらくんニュース」を媒介とした統合保育における関係の輪の広がり. 保育学研究, 48(2), 27-38.
- 谷村宏子 (2010) 自閉症児にみられる音楽行動の変容－乳幼児音楽行動の発達プロセススケールの作成を通して－. 保育学研究, 48(1), 10-22.
- 田代和美 (1996) 保育者が自分の価値観を見つめ直すために. 幼児の教育, 26-32.
- 宇田川久美子 (2004) 「自閉症児の心の世界」への参入と統合保育における共生の可能性: 「モノの世界」と「ヒトの世界」の橋渡しを手がかりとして. 保育学研究, 42(1), 59-70.
- 宇田川久美子 (2005) 自閉的傾向のある子どもとのコミュニケーション的場を広げる－真似ることの役割とその意義－. 保育学研究, 43(1), 27-38.
- 和田幸子 (2008) わらべうたを用いた障害児保育実践. 保育学研究, 46(2), 89-98.
- 山本真美 (2012) 障害児保育. 森上史朗・柏女靈峰(編) 保育用語辞典 子どもと保育をみつめるキーワード 第6版. ミネルヴァ書房, 315.
- 吉兼信子・林隆 (2010) 特別支援教育時代における保育士の業務上の保育困難感について. 山口県立大学学術情報. 第3号大学院論集, 81-87.
- 湯澤美紀・湯澤正通 (2010a) 仲間とともに育つ－アスペルガー症候群の子どもの体験と成長－. 保育学研究, 48(1), 36-46.
- 湯澤美紀・梶谷恵子 (2010b) アスペルガー症候群の子どもを対象とした保育における環境構成－コーナーの存在意義の推移－. 乳幼児教育学研究, 19, 61-71.